

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター会計規程（以下「会計規程」という。）第 41 条第 4 項の規定に基づき、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「法人」という。）の固定資産（会計規程第 37 条第 2 項で定めるものをいう。）について、その取得、管理及び処分等（以下「管理等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 固定資産の管理等については、法令その他諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(借用資産)

第 3 条 法人が借用する固定資産の管理については、この規程を準用する。

(資産管理責任者)

第 4 条 法人に固定資産の管理責任者（以下「資産管理責任者」という。）を置く。

2 資産管理責任者は、病院長とする。

3 資産管理責任者は、固定資産の適正な管理等を行い、使用者に対して適正な使用が確保されるように指導及び監督を行わなければならない。

4 資産管理責任者は、事務の一部を処理させるため、補助者を置くことができる。

5 資産管理責任者に交替があったときは、別に定めるところにより、固定資産の管理等事務の引継ぎを行わなければならない。

(使用者の義務)

第 5 条 固定資産を使用する者は、資産管理責任者の管理監督のもとに、善良な管理者の注意をもってこれを使用しなければならない。

(報告の聴取等)

第 6 条 理事長は、固定資産の効率的運用及び固定資産の管理等に関する事務の適正を期すために必要があると認めるときは、資産管理責任者に対し、その管理する固定資産について、その状況に関する報告を求めることができる。

(固定資産台帳による管理)

第 7 条 資産管理責任者は、帳簿として固定資産台帳を次の各号により整備し、固定資産を管理するものとする。

(1) 固定資産の区分及び資産番号により、分類整理を行うこと。

(2) 管理等に関する事項を明確に記録すること。

(3) 固定資産台帳は、常に現物と一致させ、整備すること。

(4) 必要に応じて、地図・写真等を整備すること。

(5) 器械備品に資産管理ラベルを貼付すること。ただし、その形状及び用途により貼付することが困難なものはこの限りではない。

(貸付)

第 8 条 固定資産は、法人の業務に支障がない場合に限り貸付けすることができる。

2 固定資産を貸付けるときは、別に定める方法によるものとする。

(保険)

第 9 条 固定資産は、必要があるときは保険に付すことができる。

(権利の保全)

第 10 条 登記又は登録の必要がある固定資産については、関係法令に定めるところにより、資産管理責任者が、取得後速やかに登記又は登録を行わなければならない。

2 前項の登記、登録等の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更の手続きを行うものとする。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 11 日制定）

この規程は、平成30年5月1日から施行する。